

令和4年度 川崎臨海部ブランディング推進業務委託 仕様書

1 目 的

川崎臨海部は川崎市域の約2割を占め、約2,400の事業所が立地し約63,000人もの従業者が働く、本市の「力強い産業都市づくり」の中心的な役割を担う重要なエリアである。

川崎臨海部のさらなる活性化に向けては、優れたものづくり技術や先端的な研究開発など川崎臨海部における企業活動や、川崎臨海部の持つ特徴・強みを広く発信することで、企業が産業活動拠点として選ぶとともに、市民や就業者は誇りに思うような、新しい川崎臨海部のブランドイメージを確立させることが重要である。

そこで、令和2(2020)年3月に策定した「川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるための基本的な考え方」に基づき、地域全体の価値が向上することで持続的な発展につなげることを目的として、川崎臨海部の特徴や強みを活かした戦略的なブランディングを進めるにあたり、以下の業務を委託するものとする。

2 業務内容

(1) エリアプロモーションを進めるための企画立案・事業展開支援

ア ブランディング業務に関するコンサルティング

現状の把握、課題の分析、目標の設定、取組の企画立案と実施、取組後の効果検証を行い、随時コンサルティングを行うこと（毎月1回以上、定例会議を開催する）。

イ エリア価値向上のための広報活動の企画立案

令和2(2020)年3月に策定した「川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるための基本的な考え方」に基づき、川崎臨海部の地域全体の価値を向上させることを目的とした企画立案・事業展開支援を行うこと。

なお、受託者の強みを活かしながら、新型コロナウイルスの感染拡大など昨今の社会状況の中において有効な広報手法の提案を行い、実施すること。

(2) メディアプロモーションを進めるための企画立案・事業展開支援

ア 各種メディア等の誘導に向けた広報活動

川崎臨海部の地域全体の価値を向上させるため、広報資料、プレスリリース等の作成を支援するとともに、各種メディアに対して情報発信を行い、テレビ、新聞等の媒体への掲載獲得に繋げるための広報活動を行うこと。

(ア) 情報提供先となるメディアリストの作成及びメンテナンス

(イ) 広報活動に必要な各種実費負担

(ウ) プレスリリース配信サービスを活用した各種メディアへの配信

イ 川崎臨海部に関する報道状況等の確認（クリッピング、広告換算費の算出）

2(1)ア(ウ)の「プレスリリース配信サービスを活用したメディアへの配信」に限らず、川崎臨海部に関する報道状況等について、次の媒体をクリッピングし、広告換算費の算出を行うこと。ただし、(ウ)及び(エ)は本市から依頼もしくは情報提供した都度行うものとする。

なお、「川崎市総合計画」第2期実施計画において、川崎臨海部の話題のメディアへの露出に係る令和4年度広告換算金額の目標値を2億7千万円としている点と、令和元年度は新聞・雑誌、WEB、テレビ合計で750件程度のクリッピングを行った点を参考にするこ
と。

- (ア) 新聞記事（少なくとも読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞、神奈川新聞、日経産業新聞、日刊工業新聞、化学工業日報は確認すること）
- (イ) WEB掲載記事
- (ウ) TV・ラジオ放映
- (エ) その他の記事

ウ ニュースレターの発行

川崎臨海部の魅力を伝えるためのニュースレターを年3回程度発行し、メディアに配信すること。

- (ア) A4判・年間合計12ページ程度の記事の作成（各回のページ数については本市との協議により決定するものとし、印刷時はフルカラーでA3判・両面印刷のうえ二つ折りすることを想定して作成すること）
- (イ) プレスリリース配信サービスを活用したメディアへの配信（(2)ア(ウ)の中で対応するものとする）
- (ウ) 成果物の提出（PDFデータ・イラストレータデータ及び取材時に撮影した写真データ）
- (エ) 上記の実施に必要な業務（記事作成に係る企画提案、取材、編集、デザイン、校正3回以上等）
- (オ) 本市ホームページ上のニュースレターのスマートフォン・タブレット端末での閲覧ページに、制作したニュースレターと同等の内容を掲載するため必要な素材の提供（テキスト、写真等）

(3) 報告書の作成

契約期間内に実施した業務を報告書にまとめ、契約期間終了時に冊子（A4印刷製本）で1部、電子データで1部提出すること。

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 ほか

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

5 個人情報及び機密に属する情報の保護等及び成果物の著作権について

本市から貸与する個人情報及び機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみ

を処理することとする。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

(1) 秘密保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。

これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

イ 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(1) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(2) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(3) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(4) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

(5) 成果物の著作権等

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作者人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

ウ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

6 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る機器、消耗品等に係る実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議しその指示に従うものとする。
- (4) 成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。